

農薬の登録内容は頻りに変更されます。農薬は最新情報を確認して使用しましょう。最新情報は府・農の普及課、JA、Web版大阪府農作物病害虫防除指針 (<http://www.jpnpn.ne.jp/osaka/shishin/shishin.html>) から。農産物の病害虫発生予防については大阪府環境農林水産部農政室推進課病害虫防除グループ (<http://www.jpnpn.ne.jp/osaka/>)



営農総合センター 営農指導課 (072-444-8001)

営農インフォ

野菜

◆たまねぎ
◆施肥
 早生種は1月中旬下旬が2回目の追肥の時期である。いずみの化成(8・8・8)で50〜70kg/10aを施す。
◆中耕除草
 土を軟らかくし、肥大促進、品質向上を目的に、追肥時に中耕除草をする。その際、たまねぎの根は出来るだけ切らないように軽く行なう。

表1 たまねぎに登録のある主な除草剤

薬剤名	10a当たりの農業使用量	10a当たりの散布液量	使用方法	使用時期	使用回数
トレファノサイド乳剤	200~300ml/10a	100ℓ/10a	全面土壌散布	定植後(ただし収穫75日前まで)	2回以内
クロロIPC(クロロIPC乳剤)	200~300ml/10a	70~100ℓ/10a	全面土壌散布	定植活着後または中耕後(ただし収穫90日前まで)	2回以内
ゴ-ゴ-サン乳剤30	300~500ml/10a	70~100ℓ/10a	全面土壌散布	定植後(雑草発生前)(ただし収穫60日前まで)	1回
ホ-ネスト乳剤	75~100ml/10a	100~150ℓ/10a	雑草茎葉散布	雑草生育期(イネ科雑草3~5葉期)(ただし収穫14日前まで)	2回
セレクト乳剤	50~75ml/10a	100ℓ/10a	雑草茎葉散布	雑草生育期(イネ科雑草3~5葉期)(ただし収穫21日前まで)	3回以内

表2 たまねぎの病害の防除薬剤

病害名	薬剤名	希釈倍数	使用時期	使用回数	10a当たりの散布液量
べと病、白色疫病	リドミルゴールドMZ	1000倍	収穫7日前まで	3回以内	100~300ℓ/10a

表3 キャベツの菌核病の防除薬剤

薬剤名	希釈倍数	使用時期	使用回数	10a当たりの散布液量
ベンレート水和剤	2000倍	収穫7日前まで	6回以内	100~300ℓ/10a
ロブラール水和剤	1000倍	収穫7日前まで	4回以内	-

◆病害虫防除
 べと病・白色疫病は、気候が温暖で雨が連続と発生しやすくなる。排水路を整え、過湿にならないように注意する。発生初期には表2の薬剤で防除を行なう。

キャベツ

◆収穫
 1〜2月は、松波を中心とした泉州キャベツの収穫最盛期を迎える。収穫が遅れると裂球するので、適期収穫に努める。
◆病害虫防除
 雨による過湿条件が続くと菌核病が発生しやすいので、うね間の排水

ズメノカタビラなどのイネ科雑草が多い場合には茎葉処理剤の効果が高い。
◆病害虫防除
 べと病・白色疫病は、気候が温暖で雨が連続と発生しやすくなる。排水路を整え、過湿にならないように注意する。発生初期には表2の薬剤で防除を行なう。



軟弱野菜の露地栽培

1月下旬〜2月上旬は年間で最も寒い時期となる。凍害等で品質が悪くなるのを防ぐため、必要に応じて、霜よけや保温資材(寒冷紗、不織布)を活用する(例①〜③)。
 ① 1mm目の寒冷紗やバスマイトなどの不織布のべたがけ
 ② 透明ポリ、塩化ビニールのトンネルがけ
 ③ 透明ポリ、塩化ビニールのトンネルがけ+不織布のべたがけ

果樹

◆果樹全般
◆樹勢の回復
 近年、果樹全般に樹勢が低下

予約相談の問い合わせ
 図表1 日本年金機構の「ねんきんダイヤル」

受付期間	予約相談希望日の1か月前〜前日
受付時間	月曜日 8:30~19:00 火曜日~金曜日 8:30~17:15 第2土曜日 9:30~16:00 ※祝日、12月29日~1月3日は利用不可
用意するもの	基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書 ナビダイヤル 0570-05-1165 (IP電話一部通話不可)
電話番号	一般電話 03-6700-1165

■年金事務所の予約相談開始
 日本年金機構では、平成28年10月から全国の年金事務所でも年金相談の予約ができるようになりました。年金事務所では通常、先着順に相談を受けますが、予約相談は相談者の都合に合わせてスムーズに相談を受けられるので、年金事務所の窓口での年金請求手続きや受給している年金の相談を希望する方は、ぜひご利用ください。
 予約相談の対応時間は8時30分〜16時(月〜金曜日)。問い合わせ等については図表1の通りです。特に障害年金・遺族年金は相談内容の聞き取りから、必要書類や年金請求書の記入方法等の説明など時間がかかることが多いので、「相談内容にあったスタッフ」が事前準備のうえ、丁寧に対応してもらえると嬉しいですね。大きなメリットといえるでしょう。

年金だより
年金事務所の予約相談開始
日本とインドの社会保障協定の発効
 特定社会保険労務士
 和田 満

している樹が増えている。樹勢の低下している園では、たこ壺施肥による下層土壌の改良や、客土・堆きゅう肥の施用により、樹勢の回復を計画的に行なうと良い。
◆せん定時の切り口のゆ合促進
 せん定整枝時や病枝切除直後にできた太めの切り口には、ゆ合促進のため速やかにトップジンMペーストを原液で塗布する。
◆園内清掃
 病害虫の発生を抑えるため、落ちた果実や枝葉は、園外で処分し、園の病原菌や害虫の卵、幼虫、蛹、成虫の密度を下げておく。

みかん

◆越冬病害虫の防除
 12月中旬〜1月上旬にハーベストオイル(60〜80倍/10a当たりの散布液量200〜700ℓ)を散布する。この散布により、ミカンハダニやカイガラムシ類の発生を抑えることができる。ただし、ハーベストオイルは、油膜でダニ類を窒息させるため、葉裏まで丁寧に散布する必要があります。また、ハーベストオイルは樹を油膜で覆い、樹の呼吸を抑えるため、樹勢が弱った樹に

は3月中旬に80倍で散布すると良い。
 *ハーベストオイルは、かんきつで登録がある。
◆中晩柑類の収穫と貯蔵
 はつさく、ネーブル、清見、不知火(デコポン)等の中晩柑類の完熟期は2〜3月だが、袋かけ栽培をしないときは、凍害や寒風害による果皮障害の危険性がある。
 そこで、被害を受ける前の1月上旬までに収穫貯蔵して追熟させる。収穫後は風乾して果実重を3〜4%程度減少させる予措作業を行なう。
 なお、暖冬の時はみかんを含め腐敗果が多発しやすくなるので、貯蔵時には傷果がないか十分にチェックする。



もも

密植園では、日当たりを改善する意味で間伐を計画的に行なう。また排水の悪い園では、溝切りや暗きよ排水等を行なう。
◆土壌改良
 もも園の土壌が中性近くからアルカリ性(PH6.5以上)にな

に注意するとともに、発生を認めたら、発病株をほ場の外に持ち出して処分する。薬剤防除については表3を参照し、適期防除に努める。
◆せん定
 せん定は2月下旬頃までに、前年の結果枝基部の芽が欠けていないことを確認し、1〜2芽残すようにせん定をする。
 残す芽のすぐ上で切ると切り口が乾燥して亀裂が出来やすく新梢の伸びが悪くなる。そのため残す芽の少し上で切る。
 なお、若木で枝を長く残す場合は、登熟していない緑色の部分は切り落とすようにする。

図表2 各国と社会保障協定の概要

相手国	加入期間の通算制度	相手国	加入期間の通算制度
ドイツ	○	オランダ	○
イギリス	×	チェコ	○
韓国	×	スペイン	○
アメリカ	○	アイルランド	○
ベルギー	○	ブラジル	○
フランス	○	スイス	○
カナダ	○	ハンガリー	○
オーストラリア	○	インド	○

※各国との原則や特例は日本年金機構HP参照

■日本とインドの社会保障協定
 平成28年10月1日に「日本とインドの社会保障協定」が発効しました。これまで、日本の企業等からインドに一時派遣される企業駐在員等は、日本とインド両国の年金制度への加入が義務付けられるために、社会保険料を二重に支払わなければならないことや、相手の年金制度への加入期間が短いために、受給に必要な期間を満たせず、年金を受給できないという問題が生じていました。この協定により、派遣期間が5年以内の一時派遣者は、原則、派遣元の年金制度のみの加入になるほか、両国での加入期間を通算してそれぞれの国における年金の受給権を確立できることになりました。
 社会保障協定の締結国の年金制度に加入したことがある方は、一定条件に該当すれば年金が受給できる可能性があるため、年金事務所や各国の関係機関へお問い合わせください。